○国土交通省告示第千四十四号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構及び東日本高速道路株式会社において、道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）第八条第一項第二号及び第九条第一項第二号の規定による協議が成立したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第八条第四項の規定に基づき、告示する。

平成二十六年十月二十八日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　道路の種類　高速自動車国道

二　路線名及び位置

東北横断自動車道酒田線

寒河江市大字寒河江字山西甲一二七〇番二から同市大字寒河江字久保甲一二九三番一まで

三　他の工作物の管理者の名称及び所在地

名　称　都市公園管理者　山形県

所在地　山形市松波二丁目八番一号

四　他の工作物の管理者が行う道路の管理の内容

兼用工作物の維持、修繕及び災害復旧

五　協定の発効日　平成二十六年十月二十九日

○国土交通省告示第千四十五号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第三十七条の規定に基づき、建築物の基礎、主要構造部等に使用する建築材料並びにこれらの建築材料が適合すべき日本工業規格又は日本農林規格及び品質に関する技術的基準を定める件（平成十二年建設省告示第千四百四十六号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年十月二十八日

国土交通大臣　太田　昭宏

第一第十八号中「及びテント倉庫用膜材料」を「、テント倉庫用膜材料及び膜構造用フィルム」に改める。

別表第二(ろ)欄第一第十八号に掲げる建築材料の項第一号中「及びテント倉庫用膜材料」を「、テント倉庫用膜材料及び膜構造用フィルム」に改め、同号ただし書を削り、同項第四号中「よこ糸方向」の下に「（膜構造用フィルムにあっては、ロール方向及びロール直交方向。以下同じ。）」を、「伸び率」の下に「並びに伸び率十パーセント時の応力」を加え、同項第七号中「膜材料」の下に「及び膜構造用フィルム」を加え、同項第九号中「もみ摩擦」を「膜材料及びテント倉庫用膜材料にあっては、もみ摩擦」に改める。

別表第二(は)欄第一第十八号に掲げる建築材料の項第一号ロ(2)中「基布の単位質量」を「膜材料及びテント倉庫用膜材料の基布の単位質量」に改め、同号ロ(3)中「コーティング材」を「膜材料及びテント倉庫用膜材料のコーティング材」に改め、同号ハ中「繊糸密度及び」を「膜材料の繊糸密度及び」に改め、同項第二号を次のように改める。

二　厚さの測定は、次に掲げる膜材料等の種類に応じ、それぞれイ若しくはロに定める方法によるか又は膜材料等の品質に応じてこれらと同等以上に厚さを測定できる方法によること。

イ　膜材料及びテント倉庫用膜材料　厚さ測定器を用いて、膜材料及びテント倉庫用膜材料の七十五ミリメートル以上間隔をおいた五箇所以上について測定した値の平均値とすること。

ロ　膜構造用フィルム　ＪＩＳ　Ｋ七一三〇（プラスチック―フィルム及びシート―厚さ測定方法）―一九九九によること。

別表第二(は)欄第一第十八号に掲げる建築材料の項第四号中「の測定」を「並びに伸び率十パーセント時の応力の測定」に、「を測定」を「並びに伸び率十パーセント時の応力を測定」に改め、同号イ中「し、試験片の幅は三十ミリメートル又は五十ミリメートルと」を削り、同号ロを次のように改める。

ロ　載荷は、次に掲げる膜材料等の種類に応じ、それぞれ次の(1)又は(2)に定める方法により行うこと。

(1)　膜材料及びテント倉庫用膜材料　ＪＩＳ　Ｌ一〇九六（一般織物試験方法）―一九九九の定速伸長形引張試験機を用いたストリップ法（試験片の幅は三十ミリメートル又は五十ミリメートルに限る。）によること。

(2)　膜構造用フィルム　ＪＩＳ　Ｋ七一二七（プラスチック―引張特性の試験方法―第三部：フィルム及びシートの試験条件）―一九九九によること。

別表第二(は)欄第一第十八号に掲げる建築材料の項第四号に次のように加える。

ホ　膜構造用フィルムの伸び率十パーセント時の応力の基準値は、ロ(2)に定める試験による伸び率十パーセント時の荷重を各試験片ごとに求め、それらの平均値とすること。

別表第二(は)欄第一第十八号に掲げる建築材料の項第五号ロを次のように改める。

ロ　載荷は、次に掲げる膜材料等の種類に応じ、それぞれ次の(1)から(3)までに定める方法により行うこと。

(1)　膜材料　ＪＩＳ　Ｌ一〇九六（一般織物試験方法）―一九九九のトラペゾイド法によること。

(2)　テント倉庫用膜材料　ＪＩＳ　Ｌ一〇九六（一般織物試験方法）―一九九九のシングルタング法によること。

(3)　膜構造用フィルム　ＪＩＳ　Ｋ七一二八―三（プラスチック―フィルム及びシートの引裂き強さ試験方法―第三部：直角形引裂法）―一九九八によること。

別表第二(は)欄第一第十八号に掲げる建築材料の項第七号イ中「し、試験片の幅は三十ミリメートル又は五十ミリメートルと」を削り、同号ロを次のように改める。

ロ　載荷は、次に掲げる膜材料等の種類に応じ、それぞれ次の(1)又は(2)に定める方法により行うこと。

(1)　膜材料　ＪＩＳ　Ｋ六八五九（接着剤のクリープ破壊試験方法）―一九九四の試験方法（試験片の幅は、三十ミリメートル又は五十ミリメートルに限る。）又はＪＩＳ　Ｋ七一一五（プラスチック―クリープ特性の試験方法―第一部：引張クリープ）―一九九九の試験方法（試験片の幅は、三十ミリメートル又は五十ミリメートルに限る。）によること。

(2)　膜構造用フィルム　ＪＩＳ　Ｋ七一一五（プラスチック―クリープ特性の試験方法―第一部：引張クリープ）―一九九九の試験方法（当該試験方法に定めるもののほか、幅二十五ミリメートルの短冊型の試験片を含む。）によること。

別表第二(は)欄第一第十八号に掲げる建築材料の項第七号ハ及びニ中「ロ」を「ロ及びハ」に改め、同号中ニをホとし、ハをニとし、ロの次に次のように加える。

ハ　載荷は、ロに定める試験方法により、次の(1)及び(2)に掲げる載荷をそれぞれ行うこと。

(1)　室温においてたて糸方向及びよこ糸方向の引張強さの基準値の四分の一以上（膜構造用フィルムにあっては、伸び率十パーセント時の応力の基準値の二分の一以上）の荷重で二十四時間の載荷を行うこと。

(2)　温度摂氏六十度（基布にガラス繊維を用い、かつ、コーティング材に四ふっ化エチレン樹脂、四ふっ化エチレンパーフルオロアルキルビニルエーテル共重合樹脂又は四ふっ化エチレン―六ふっ化プロピレン共重合樹脂を用いた膜材料及び膜構造用フィルムにあっては、摂氏百五十度）雰囲気内でたて糸方向及びよこ糸方向の引張強さ（膜構造用フィルムにあっては、伸び率十パーセント時の応力）の基準値の十分の一以上の荷重で六時間の載荷を行うこと。